施策要覧

※この表は施策の対象者である場合は○印を付してあります。
ただし，制度が年齢，所得状況，当該施策における障害程度審査等により対象とならない場合もあります。

事業種別		相談		医療の給付等							手当，年金等										在宅福祉サービス											
障害種別	事業名 / 等級	障害者相談員	発達相談員	自立支援医療（更生医療）の給付	自立支援医療（育成医療）の給付	障害者自立支援医療 特別対策費の給付	自立支援医療（精神通院医療）の給付	重度心身障害者医療費支給制度	後期高齢者医療制度	重度障害老人健康管理費支給制度	障害基礎年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	外国籍市民重度障害者特別給付金	特別児童扶養手当	児童扶養手当	特別障害給付金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付	京都市高校修学支援奨学金	居宅介護等	移動支援	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	中途失明者生活指導員派遣	短期入所	心身障害者通所援護事業	精神障害者通所訓練事業	児童デイサービス（障害児通園事業）	通所サービス	訪問入浴サービス
視覚障害	1	○		○	○			○	○	○	○	一部	○	○	○	○	○	○	○		（障害者自立支援法について）			○	（障害者自立支援法について）	○		（障害者自立支援法について）	（障害者自立支援法について）	（障害者自立支援法について）
	2	○		○	○			○	○	○	○	一部	一部	○	一部	一部	○	○	○					○		○					
	3	○		○	○				○		○	一部			一部		○	○	○							○					
	4	○		○	○														○							○					
	5	○		○	○														○							○					
	6	○		○	○														○							○					
平衡機能障害又は聴覚	2	○		○	○			○	○	○	○	一部	一部	○	○	○	○	○	○				○	○		○					
	3	○		○	○				○		○	一部			○		○	○	○	（16ページをご覧ください）			○	○		○					
	4	○		○	○														○							○					
	5	○		○	○														○							○					
	6	○		○	○														○				○	○		○					
そしゃく言語・音声	3	○		○	○				○		○	一部			○		○	○	○							○					
	4	○		○	○				一部										○							○					
肢体不自由	1	○		○	○			○	○	○	○	一部	○	○	○	○	○	○	○							○					
	2	○		○	○			○	○	○	○	一部	一部	○	○	一部	○	○	○		8ページをご覧ください）	8ページをご覧ください）				8ページをご覧ください）	○		8ページをご覧ください）	8ページをご覧ください）	8ページをご覧ください）
	3	○		○	○				○		一部	一部	一部	○	一部	一部	一部	○	○								○				
	4	○		○	○				一部		一部				一部		一部		○								○				
	5	○		○	○														○								○				
	6	○		○	○														○								○				
内部障害	1	○		○	○			○	○	○	○	一部	一部	○	一部	一部	○	○	○							○					
	2	○		○	○			○	○	○	○	一部	一部	○	一部		○	○	○							○					
	3	○		○	○	一部			○		○	一部			一部		○	○	○							○					
	4	○		○	○														○							○					
療育	A							○	○	○	○	一部	一部	○	○	一部	○	○	○							○					
	B									一部	一部	一部	一部		一部		一部	○	○							○					
精神	1						○		○		一部	一部	一部	○	一部	一部	一部	一部	○									○			
	2						○		○		一部	一部	一部		一部	一部	一部	一部	○									○			
	3						○				一部	一部	一部		一部	一部		一部	○									○			
備考			発達障害にお悩みの方。	医療内容により給付できないものがある。一部所得制限あり。				所得制限あり	65歳以上	後期高齢者医療被保険者　所得制限あり	おおよその目安であり，診断書の内容等により給付できないものがある。	所得制限あり おおよその目安であり原則として診断書による。	所得制限あり おおよその目安であり原則として診断書による。	所得制限あり おおよその目安であり原則として診断書による。	所得制限あり おおよその目安であり原則として診断書による。	所得制限あり おおよその目安であり児童の父又は母の障害。	所得制限あり	収入のある方のみ。保証人が必要。							知的障害児・自閉症児・視覚障害児の種別がある。		
頁		60	63	11	11	11	12	11	12	12	15	14	14	14	14	15	14	15	15	16	17	17	18	18	19	20	21	21	20	20	18

事業種別		在宅福祉サービス																			税金・公共料金の減免等									
障害種別	事業名／等級	重度身体障害者入浴サービス	重症心身障害児（者）通園事業	障害のある中高生のタイムケア事業	障害のある児童のサマーステイ事業	補装具費の支給	日常生活用具の給付	福祉電話の貸与	点字ワープロの共同利用	障害者情報バリアフリー化支援事業	難聴児補聴器購入費助成事業	緊急通報システム	消防ファクシミリの利用	京都市Ｗｅｂ119の利用	ふれあい手帳（緊急通報依頼カード）の交付	点字入り安心カードの交付	大型ごみ収集の申込み	ごみ処理手数料の免除	ごみ収集福祉サービス	所得税・住民税の所得控除	自動車税等の減免	福祉乗車証	重度障害者タクシー料金助成	ＪＲ運賃の割引	私鉄運賃の割引	航空運賃の割引	タクシーの割引	民営路線バス運賃の割引	有料道路通行料金の割引	フェリーの割引
視覚障害	1			○	○	○	○	○	○	○		○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	2			○	○	○	○	○	○	○		○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	3			○	○	○	一部		○							○				○	○	○		○	○	○	○	◎	○
	4			○	○	○	一部		○							○				○	○	○		○	○	○	○	一部	○
	5			○	○	○	一部		○							○				○		△		○	○	○	○		○
	6			○	○	○	一部		○							○				○		△		○	○	○	○		○
平衡機能障害又は聴覚	2			○	○	○	○	○				○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3			○	○	○	○				（25ページをご覧ください）		○	○	○		○	（29ページをご覧ください）		○	○	○		○	○	○	○	○	○
	4			○	○	○	○						○	○	○		○			○	○	△		○	○	○	○	○	○
	5			○	○	○	○													○	一部	△		○	○	○	○	○	○
	6			○	○	○	○						○	○	○		○			○		△		○	○	○	○	○	○
そしゃく言語・音声	3			○	○	○	○						○	○	○		○			○	一部	○		○	○	○	○	○	○
	4			○	○	○	○						○	○	○		○			○		○		○	○	○	○	○	○
肢体不自由	1	○	◎	○	○	○	○	○		一部	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	○	◎	○	○	○	○	○		一部	○									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3			○	○	○	一部													○	○	○		○	○	○	○	○	○
	4			○	○	○	一部													○	○ 下肢・体幹	○		○	○	○	○	○	○
	5			○	○	○	一部													○	○	△		○	○	○	○	○	○
	6			○	○	○	一部													○	○	△		○	○	○	○	○	○
内部障害	1			○	○	一部	一部	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2			○	○	一部	一部	○				○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3			○	○	一部	一部													○	○	○		○	○	○	○	○	○
	4			○	○	一部	一部													○	○	○		○	○	○	○	○	○
療育	A		◎	○	○		○													○	○	○	○	○	○	○	○	◎	○
	B			○	○															○		○		○	○	○	○		○
精神	1			○	○		○													○	○	○	○						
	2			○	○															○		○							
	3			○	○															○		○							
備考			◎は重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している場合。	職員等による医療的ケアを必要とする方は利用できない。	職員等による医療的ケアを必要とする方は利用できない。	障害状況により給付できないものがある。所得制限あり	障害状況により給付できないものがある。所得制限あり	世帯状況により貸与できないものがある。所得制限あり		所得制限あり肢体不自由は上肢のみ	所得制限あり	世帯状況により貸与できないものがある。										△は5割引	福祉乗車証との選択					一部の会社適用	◎は介護者運転のみ。者は介護者運転の場合も可。ＪＲ運賃割引にいう第一種身体障害	
頁		21	21	21	21	22	23	25	25	25	25	26	27	27	28	28	28	29	29	31	32	34	36	36	37	38	37	38	38

事業種別		税金等の減免	公共料金等		社会参加の援助																												その他	
障害種別	事業名 / 等級	NHK放送受信料の半額減免	NHK放送受信料の全額減免	NTT電話番号の無料案内	身体障害者自動車運転免許取得費助成	身体障害者自動車改造費助成	駐車禁止除外標章の交付	視覚障害者家庭生活訓練事業	盲青年等社会生活教室開催事業	中途失明者歩行訓練事業	聴覚言語障害者生活訓練事業	難聴者自立生活訓練事業	選挙 郵便投票	市民しんぶん点字版等の発行	青い鳥はがきの無料配布	図書の在宅貸出	点字図書・テープ図書の貸出	障害者スポーツ施設の利用	身体障害者結婚相談事業	身体障害者法律相談事業	精神障害者法律相談事業	住宅改造相談事業	知的障害者専門相談事業	精神障害者社会適応訓練事業	重度障害者在宅就労促進事業	障害者職業能力開発等支援事業	就労に向けた障害者向けＩＴ教室	公営施設の入場料の減免		いきいきハウジングリフォーム	市営住宅の優先選考		
視覚障害	1	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○	○		
	2	○	○	○			○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○	○		
	3	○	○	○			○							○		○	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	4	○	○	○			一部							○		○	○	○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	5	○	○	○										○			○	○	○	○		○			○	○	○	○					
	6	○	○	○										○			○	○	○	○		○			○	○	○	○					
平衡機能障害聴覚又は	2	○	○		○		○聴覚のみ				○	○			○	○		○	○	○		○			○	○	○	○		○	○		
	3	○	○		○	（	○					○				○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	4	○	○		○	42						○				○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	5	○	○		一部	ペ												○	○	○		○			○	○	○	○					
	6	○	○			ー						○						○	○	○		○			○	○	○	○					
そしゃく言語・音声	3		○			ジ					○					○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	4		○			を										○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
肢体不自由	1	○	○	一部	○	ご	○						○		○	○		○	○	○		○			○	○	○	○		○	○		
	2	○	○	一部	○	覧	一部						○		○	○		○	○	○		○			○	○	○	○		○	○		
	3		○		○	く	一部									○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	4		○		○	だ	一部									○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	5		○		○	さ												○	○	○		○			○	○	○	○					
	6		○		○	い）												○	○	○		○			○	○	○	○					
内部障害	1	○	○		○		○						○		○	○		○	○	○		○			○	○	○	○		○	○		
	2	○	○		○		○								○	○		○	○	○		○			○	○	○	○		○	○		
	3		○		○		○						○			○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
	4		○		○											○		○	○	○		○			○	○	○	○		○			
療育	A	○	○	○			○								○			○					○		○	○	○	○		○	○		
	B		○	○														○					○		○	○	○	○					
精神	1	○	○	○			○											○			○			○	○	○	○	○		○			
	2		○	○														○			○			○	○	○	○	○		○			
	3		○	○														○			○			○	○	○	○	○					
備考			障害のある方が世帯主の場合	障害のある方を世帯構成員に有する場合世帯構成員全員が市町村民税非課税		所得制限あり							例外あり。詳しくは46ページをご覧ください。					京都市障害者スポーツセンター等										動物園・二条城等			移動設備設置の対象者は肢体不自由一級の一部のみ。障害状況により助成できない場合がある。		
	頁	39	39	39	42	42	43	45	45	45	45	45	46	46	41	46	47	48	49	49	49	50	50	55	55	55	55	52		53	53		